

市報第6号

横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例等の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和8年4月1日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第34号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在地において、その所有者に課する。

第71条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及

び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第72条の2から第72条の8までを削る。

第73条（見出しを含む。）、第74条（見出しを含む。）、第75条の見出し及び同条第1項並びに第76条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「第71条第3項」を「第71条第2項」に改める。

第77条の2の見出し及び第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条第1項中「軽自動車税について」を「この節において」に、「第71条第3項」を「第71条第2項」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の3から第16条の6までを削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第71条の2第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月

1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第18条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第2条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和28年4月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条（見出しを含む。）及び第3条中「の種別割」を削る。

（横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例の規定、第2条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の横浜市市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$$

（軽自動車税の納税義務者等）

第71条 ~~軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在地に~~
~~軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上~~
~~において、その所有者に課する。~~
~~の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、~~
~~当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ当該3輪以~~
~~上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在地において~~
~~課する。~~

2 ~~前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条~~
~~第2項に規定する者を含まないものとする。~~

$\frac{2}{3}$ ~~軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定によって~~ 軽自動
種別割
~~車税~~を課することができない者である場合は、~~前項~~
~~、第1項~~
~~かわらず、その使用者に対して、~~ 軽自動車税
種別割
~~を課する。ただし、~~
~~公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。~~

（軽自動車税のみなす課税）

第71条の2 ~~軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等~~
~~の所有権を留保している場合には、~~ 軽自動車税の賦課徴収につい
~~ては、買主を~~ 前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者
~~（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。~~
~~）又は~~ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 ~~前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について~~
~~、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を~~ 3輪以上の
~~軽自動車の取得者又は~~ 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車
~~税を課する。~~

3 法第444条第3項に規定する販売業者等が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第72条の6第1項第1号において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合であつて、当該3輪以上の軽自動車の主たる定置場が本市の区域内に所在するときは、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第72条の2 環境性能割の課税標準は、法第450条に規定する3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額（第72条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第72条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する

場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 10
0分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する
場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 10
0分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車
100分の3

(環境性能割の免税点)

第72条の4 通常の取得価額が500,000円以下である3輪以上の軽自
動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第72条の5 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。

(環境性能割に関する申告納付)

第72条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以
上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、
環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載
した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能
割額を納付しなければならない。

(1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号
の指定の時

(2) 3輪以上の軽自動車(前号に掲げるものを除く。)で、道路
運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受
けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があ
った日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたと
きは、当該記入の時)

(3) 3輪以上の軽自動車（前2号に掲げるものを除く。） 当該

3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く

。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は

日までに、当該3輪以上の軽自動車の取得者の住所、氏名その他

必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に関する不申告等の過料）

第72条の7 市長は、環境性能割の納税義務者又は3輪以上の軽自

動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）が前条の規定

により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて

申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以

下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合に発する納入通知書に指定すべき納

期限は、その発する日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第72条の8 市長は、環境性能割の納税者につき、次のいずれかに

該当する事実があると認めた場合は、環境性能割を減免すること

ができる。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けるとき。

(2) 公益上その他の事由により特に減免を必要とするとき。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、申

請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなけ

ればならない。

（軽自動車税の税率）
種別割

第73条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し
種別割

、1台について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(第1号から第4号まで省略)

(軽自動車税
種別割)の賦課期日)

第74条 軽自動車税
種別割)の賦課期日は、4月1日とする。

(軽自動車税
種別割)の納期)

第75条 軽自動車税
種別割)の納期は、5月1日から同月末日までとする。

(第2項省略)

(軽自動車税
種別割)の徴収方法)

第76条 軽自動車税
種別割)は、普通徴収の方法により徴収する。

(軽自動車税
種別割)に関する申告義務)

第77条 軽自動車税
種別割)の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じ、その者の住所を証明すべき書類の提示を求めることができる。

(第2項及び第3項省略)

4 法第445条の規定により軽自動車税
種別割)を課されない軽自動車等の所有者は、前3項の規定に準じて、その旨を市長に申告しなければならない。

5 前項の規定により、軽自動車等の所有者が申告した場合においては、第71条第2項
第71条第3項)の規定による納税義務者は、第1項から第3項までの申告を要しないものとする。

(軽自動車税
種別割)に関する報告義務)

第77条の2 (本文省略)

(軽自動車税に関する不申告等の過料)
種別割

第78条 (本文省略)

(原動機付自転車等の標識)

第79条 原動機付自転車及び小型特殊自動車(以下この節において軽自動車税について「原動機付自転車等」という。)の所有者(第71条第2項の第71条第3項の規定による使用者を含む。以下本条において同じ。)は、第77条第1項及び第4項の規定による申告の際、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(第2項から第8項まで省略)

(軽自動車税の減免)
種別割

第81条 市長は、軽自動車税の納税者につき、次のいずれかに該当する事実があると認めた場合は、軽自動車税を減免することができる。

(第1号及び第2号省略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなければならない。

(軽自動車税に係る証明書の交付)
種別割

第81条の2 市長は、2輪の小型自動車又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車(以下この条において「検査対象軽自動車」という。)について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、その2輪の小型自動車又は検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納税種別割

義務者の申請によって、その旨を証する証明書をその納税義務者に交付する。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第71条から第72条の6までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。この場合において、神奈川県は、自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さないものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の4 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、第72条の8の規定にかかわらず、神奈川県知事が行うものとする。この場合において、神奈川県知事は、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免するものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付等の特例)

第16条の5 第72条の6の規定による申告納付若しくは報告又は第72条の8第2項の規定による申請については、当分の間、これらの規定中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

る。

第72条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第72条の3第2号	100分の2	100分の1
第72条の3第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定第71条の2第3項に規定するによる車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車(同項
法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。) に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が 令和7年4月1日
4年4月1日 から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、 令和8年度分
当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分 の軽自動車税 の種別割 に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(第4項省略)

(軽自動車税 の種別割 の賦課徴収の特例)

- 第18条 市長は、軽自動車税 の種別割 の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税 の種別割 の額について不足額があることを第75条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が

当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 $\frac{\text{の種別割}}{\text{の種別割}}$ に関する規定（第77条から第78条までの規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 $\frac{\text{の種別割}}{\text{の種別割}}$ の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障
条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税
条例の臨時特例に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段 改正後}}{\text{下段 改正前}} \right)$

（この条例の目的）

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条の規定に基づき、軽自動車税 $\frac{\text{の種別割}}{\text{の種別割}}$ の徴収等について横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の特例を規定することを目的とする。

（軽自動車税 $\frac{\text{の種別割}}{\text{の種別割}}$ の徴収方法）

第2条 特例法第2条にいう合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊

自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ については、横浜市市税条例第76条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により徴収する。

（証紙徴収の手続）

第3条 前条により、証紙徴収の方法により徴収される軽自動車税

$\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ の納税義務者は、4月中に、横浜市の発行する証紙を購入してその軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ を納付しなければならない。

2 前項の規定により、証紙を購入して軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ を納付しようとする者は、その証紙に徴税吏員の消印を受けなければならない。

3 前2項により証紙を購入して軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ を納付した者は、その翌年度分の軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ を納付する日までの間において軽自動車等を使用する場合には、その証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段 改正後}}{\text{下段 改正前}}$ ）

附 則

（第1項から第8項まで省略）

9 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 $\frac{\text{-----}}{\text{の種別割}}$ に係る平成28年条例附則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

10 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後

段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税^{の種別割}に係る新条例第73条第2号及び平成28年条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)